

「一般社団法人日本手外科学会」
国際手外科連合とアジア太平洋手外科連合のナショナルデレゲート
に関する規定

第1条 本学会は国際手外科連合日本支部及びアジア太平洋手外科連合日本支部としての機能を国際委員会内に有する。

2. 本会の国際手外科連合及びアジア太平洋手外科学会連合のナショナルデレゲート(以下ナショナルデレゲート)は、各1名ずつ理事長が選出する。
3. ナショナルデレゲートの任期は、原則1期(3年間)とするが、再選を妨げない。

(国際手外科連合及びアジア太平洋手外科学会連合副ナショナルデレゲートの選出)

第2条 ナショナルデレゲートは、必要に応じて国際手外科連合及びアジア太平洋手外科学会連合副ナショナルデレゲート(以下副ナショナルデレゲート)を本会員のなかより推薦し、理事長の承認をうけ決定することができる。

2. 副ナショナルデレゲートは、ナショナルデレゲートの職務を補佐する。
3. 副ナショナルデレゲートの任期は、1年間とするが、再任を妨げない。

第3条 ナショナルデレゲート及び副ナショナルデレゲートは、毎年開催される国際手外科連合及びアジア太平洋手外科学会連合ナショナルデレゲート会議(以下ナショナルデレゲート会議)に出席しなければならない。

2. ナショナルデレゲートは、ナショナルデレゲート会議での議決権を有するが、会議に出席できない場合は、副ナショナルデレゲートに議決権を委託出来る。
3. ナショナルデレゲートは、理事会に出席し、国際手外科連合及びアジア太平洋手外科学会連合での決定事項、審議事項等の報告を行い、本学会の議決事項を各手外科学会連合へ報告する。
4. ナショナルデレゲートは、理事会で意見を述べることはできるが、その議決権は有しない。

附 則

1. この規程の変更は、理事会において行う。
2. この規程は、令和2年4月22日から施行する。